

令和9年度に準統一が達成できなかった場合の対応について

第4回財政運営WG(R6.11.20)

準統一に向けた課題を踏まえて、メンバーの現状と令和9年度に向けた取組状況を確認。

主な意見

- ・ 大幅な税率改正が必要になるため、令和9年度に準統一ができるか不安である。
- ・ 市町村間で不公平な形での統一であれば、準統一の達成は難しいと考えている。
- ・ 子ども子育て支援金の影響を注視する必要がある。
- ・ 税率引上げによる収納率への影響が懸念される。
- ・ 準統一に向けた税率改正等の対応は、首長まで意思統一や理解を得られている。
- ・ 令和8年度までに赤字を解消すると首長や運協委員に説明しているため、方向性を変更しないでほしい。
- ・ 各市町村の取組状況に温度差が生じることのないようにしてほしい。

御意見を踏まえた対応方針

- 計画的に取組を進めている市町村もあるため、引き続き運営方針に基づき令和9年度の準統一を目指すこととする。
- 仮に令和9年度に準統一の前提条件*が揃わなかった場合でも、準統一時の各歳入歳出等の取扱いは、一部を除いて予定どおり実施する。
- この場合、前提条件*を達成した市町村については、保険給付費等交付金（特別交付金のうち県繰入金）等でインセンティブを設ける。

*前提条件 … 令和9年度に標準保険税率（県算定方式）どおりの税率を設定し、法定外一般会計繰入れを実施しない。

あくまで令和9年度の準統一を前提とし、インセンティブの設定により準統一に向けた取組を加速化させる趣旨

インセンティブの内容

1、保険給付費等交付金（特別交付金のうち県繰入金）による措置

準統一の前提条件を達成した市町村に対し、計算式①で得られる総額を、計算式②のシェアで按分して交付し、保険税必要額から差し引く。

計算式① 県繰入金の 1 / 9 – その他に特別交付金（県繰入金）から交付する額（保健事業への交付に要する費用など）

計算式② 市町村の保険税必要総額（収納率による調整前） ÷ 前提条件達成市町村の保険税必要総額（収納率による調整前）の合計

（計算例）所得割を無視した均等割のみのイメージ

		A市	B市	C市	D市	E市
1	前提条件	○	○	○	×	×
2	保険税必要額(e)	3,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	3,000,000,000	2,000,000,000
3	計算式①の総額	250,000,000				
4	計算式②シェア	42.9%	28.6%	28.6%		
5	インセンティブ交付額	107,142,857	71,428,571	71,428,571	0	0
6	インセンティブ差引後 保険税必要額 (e)	2,892,857,143	1,928,571,429	1,928,571,429	3,000,000,000	2,000,000,000
7	標準的な収納率	90.0%	90.0%	80.0%	90.0%	90.0%
8	保険税必要額(e')	3,214,285,714	2,142,857,143	2,410,714,286	3,333,333,333	2,222,222,222
9	被保険者数	30,000	20,000	20,000	30,000	20,000
10	保険税額	107,143	107,143	120,536	111,111	111,111

令和9年度に準統一が達成できなかった場合の対応について

インセンティブの内容

2、特定健診・特定保健指導に要する費用の取扱い

現 状

特定健診等のうち基本的な項目に要する費用については、国庫負担（1/3）、県負担（1/3）の対象となっているが、国の定める単価が実態より低くなっており、保険者負担が大きくなっている。 ※保健事業に係る法定外繰入れの主な原因となっていると思われる。

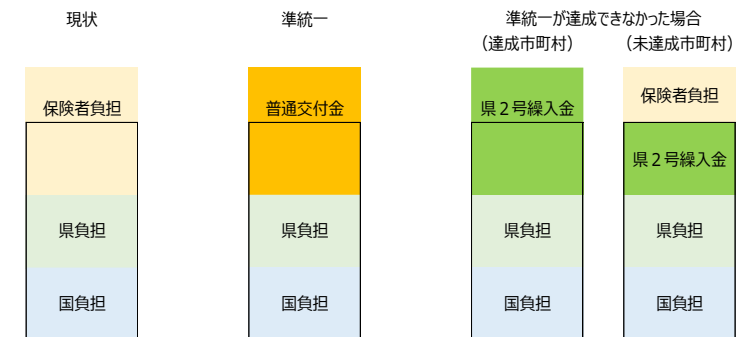
準統一時の取扱い

国庫負担の対象となる項目については、国が定める単価にかかわらず、保険者負担分全額を納付金の対象としてあらかじめ徴収した上で、実際に保険者が負担した費用については全額を普通交付金から措置する。

➢ 受益と負担の公平性を前提に普通交付金の対象としていたため、その前提が達成されない場合は普通交付金の対象とするべきではないのではないか。

準統一が達成されない場合の対応案

- 特定健診等のうち、国庫負担の対象となる項目に要する費用については、保険給付費等交付金（特別交付金のうち県繰入金）から措置することとする。
- 準統一の前提条件の達成の有無によって、以下のとおり交付する。
 - 達成市町村** 国庫負担の対象となる項目に係る保険者負担額を全額交付する。
 - 未達成市町村** 国が示す単価で計算された国庫負担額と同額を交付する。
- 特定健診分の交付に要する財源を確保するため、県繰入金の割合を変更し、当該交付額に相当する額を1号繰入金から2号繰入金に振り替える。



保険税水準の統一について

令和9年度に準統一が達成できなかった場合の対応について

